

阪神水道企業団最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阪神水道企業団が行う一般競争入札又は指名競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とするか否かを決定する基準である最低制限価格を設けるとき取扱いを実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度を適用する工事等は、設計金額が250万円を超える建設工事及び設計業務委託とする。ただし、最低制限価格を設けることが適当でない認められるものを除く。

(最低制限価格の設定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の100分の70から100分の90までの範囲内で工事ごとに算定する。

(適用方法)

第4条 最低制限価格の適用方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最低価格入札者の入札価格が最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。
- (2) 最低価格入札者の入札価格が最低制限価格未満の場合は、当該入札者を失格者とする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、予定価格決定書に当該最低制限価格を記載するとともに、入札に参加しようとする者に対し、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(入札経過の報告)

第6条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札経過表等に、当該入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 「阪神水道企業団最低制限価格制度実施試行要領」は廃止する。